

介護家族慰労金支給事業

介護保険サービスを利用せずに、要介護者を在宅で介護しているご家族に慰労金を支給し、介護者の身体的、精神的並びに経済的な負担軽減を図り、要介護者の在宅生活の向上を目指します。

1. 対象者

- 要介護4～5（相当含む）と認定された40歳以上の方を在宅介護する家族
- 要介護者と介護者が住民非課税世帯であること
- 要介護者に介護保険料の未納がないこと
- 認定開始日より1年間介護保険サービスを利用してないこと（3か月以上の入院がない）

*年間10日以内のショートステイの利用、福祉用具の貸与、特別福祉用具の購入または住宅改修の利用があっても申請可能です。

2. 慰労金

- 要介護者1人につき、10万円（年1回）を支給します。

3. サービスの流れ

- ①申し込み 希望される場合、うるま市役所 介護長寿課へお越しください。
家族介護慰労金支給申請の手続きを行います。
(持参するもの：介護者名義の預金通帳の写し・印鑑)
- ↓
- ②訪問調査 地域包括支援センター相談員が、要介護者の身体状況や、介護状況の確認のため訪問を行います。
【提出書類】 ①申請書 ②相談受付票
- ↓
- ③支給判定 申請や訪問調査等をもとに審査し、慰労金の支給（却下）を決定し、介護者へ通知致します。
- ↓
- ④支給 支給決定された場合、介護者の口座へ振り込みします。

～ お問い合わせ先 ～
うるま市役所 介護長寿課 高齢者福祉係 ☎973-3208